平成２８年（フ）第１１６号
岐阜市茜部中島３丁目２番地（茜苑306号）、前住所岐阜市竜田町２丁目５番地（ハイムエクセル　３－Ａ）
債務者　ＳＯＳ・クリエイションこと　小島　雅之
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
静岡県下田市六丁目34番22号　杉本荘１Ｆ２号
債務者　西田　征兒
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第４３７号
名古屋市港区宝神２丁目611番地　クラールヴィラ302号
債務者　池島　増己
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１５号
愛知県愛西市須依町大正16番地１　グランメゾンＳ　Ａ棟103、従前の住所名古屋市港区宝神５丁目1704番地　ライオンズマンション港西第５　1301号
債務者　水野　和美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７０号
愛知県弥富市前ケ須町午新田611番地　第３佐藤ビル372
債務者　早川　敏直
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７１号
愛知県弥富市前ケ須町午新田611番地　第３佐藤ビル372
債務者　早川　美保
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９３号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号
債務者　藤田　秀夫
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４号
滋賀県蒲生郡日野町大字小井口89番地71
債務者　鵜飼麻利子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井474番地１
債務者　冨田眞理子（旧姓城内眞理子）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第４８号
山口県下関市豊浦町豊洋台３丁目481番地169
債務者　守田　尚史
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
愛媛県松山市朝生田町１丁目14番39号　第70杉フラット201号
債務者　岩野　未佳
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
愛媛県松山市北吉田町274番地１　プライジア宇宙Ａ201号
債務者　信組　好博
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２５号
愛媛県松山市来住町1376番地　さくらマンション404号
債務者　渡部　　勇
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
愛媛県四国中央市金生町下分187番地１　レオパレス　アンクル　サム108号、前住所香川県観音寺市柞田町甲1962番地
債務者　長野　順一
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２号
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦116番地
債務者　浦本　成人
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第６７号
福岡県糸島市前原駅南２丁目９番22―202号、前住所熊本県荒尾市西原町２丁目２番28号
債務者　井手上奈美
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部